

平成25年6月第20回互理町議会定例会会議録（第1号）

○ 平成25年6月12日第20回互理町議会定例会は、互理町役場仮設庁舎大会議室に招集された。

○ 応招議員（17名）

1 番 鈴木洋子 2 番 高野孝一

3 番 熊田芳子 4 番 小野一雄

5 番 佐藤正司 6 番 安藤美重子

7 番 百井いと子 8 番 鈴木高行

9 番 鈴木邦昭 10番 渡邊健一

11番 四宮規彦 12番 高野進

13番 熊澤勇 14番 佐藤アヤ

16番 鞠子幸則 17番 佐藤實

18番 安細隆之

○ 不応招議員（0名）

○ 出席議員（17名） 応招議員に同じ

○ 欠席議員（0名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町長	齋藤邦男	副町長	齋藤貞
総務課長	佐藤浄	企画財政課長	吉田充彦
用地対策課長	佐々木人見	税務課長	佐藤邦彦
町民生活課長	鈴木邦彦	福祉課長	阿部清茂
被災者支援課長	齋藤幸夫	健康推進課長	佐々木利久
農林水産課長	東常太郎	農業委員会事務局長	菊地和彦
商工観光課長		都市建設課長	日下初夫
兼わたり温泉鳥の海所長	酒井庄市	上下水道課長	作間行雄
復興まちづくり課長	千葉英樹	教育長	岩城敏夫
会計管理者兼会計課長	鈴木久子	生涯学習課長	熊澤一弘
学務課長	遠藤敏夫		
代表監査委員	齋藤功		

○ 事務局より出席した者の職氏名

事務局長	丸子司	参事	牛坂昌浩
書記	櫻井直規	兼庶務班長	

議事日程第1号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

議長諸報告

日程第3 所管事務調査の報告

日程第4 提出議案の説明

日程第5 請願第1号 乳幼児医療費助成制度について県に対する意見書採択を
求める請願書

午前 10時00分 開会

議長（安細隆之君） おはようございます。

会議が始まる前に議員各位、傍聴される皆様にご連絡をいたします。

本日の会議は広報取材のため町執行部から傍聴席での写真撮影の申し出を許可しておりますので、ご了承願います。

また、本定例会中は本会議取材のためFMあおぞらからの本会議中の録音の申し出を許可しておりますので、ご了承願います。

これより平成25年6月第20回互理町議会定例会を開会いたします。

まず、クールビスでありますので、暑い方は上着を外すことを許可いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（安細隆之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第124条の規定により、7番 百井いと子議員、8番 鈴木高行議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（安細隆之君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、別紙会期日程案のとおり、本日から6月17日までの6日間といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月17日までの6日間に決定いたしました。

なお、お諮りいたします。6月15日及び6月16日は休会の日ですが、互理町議会基本条例第5条第4項の定めに基づき、町民に開かれた議会運営そして仕事の関係等で平日に議会傍聴できない町民の方々に議会傍聴の機会を設けるため、特に会議を開くことにいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。

よって、6月15日及び6月16日は特に会議を開くことに決定いたしました。

議長諸報告

議長（安細隆之君） 次に、諸般の報告をいたします。

第1、地方自治法第121条の規定に基づきます説明員は、別紙お手元に配付のとおりであります。

第2、町長提出議案についてであります。町長から、条例案2件、工事請負契約の締結10件、補正予算案3件、報告4件、その他1件、合計20件が提出されております。

第3、一般質問についてであります。一般質問の通告を7名から受理しております。

第4、請願・陳情等についてであります。さきに委員会に付託しておりました請願審査について、教育福祉常任委員会から「審査報告書」が提出されております。

また、要望1件、陳情2件を受理しております。写しをお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

第5、「議員派遣の件」について、会議規則第126条第1項ただし書きの規定により、お手元に配付のとおり、議長において決定いたしましたので報告します。

また、今期定例会前に派遣を決定しておりました議員から、お手元に配付のとおり「議員派遣結果報告書」2件が提出されておりますのでご報告いたします。

第6、監査委員から例月出納検査報告書及び随時監査報告書並びに財政援助団体監査報告書が提出されております。写しをお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

第7、閉会中の「議会及び議長の動向」について、別紙お手元に配付のとおり報告します。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第3 所管事務調査の報告

議長（安細隆之君） 日程第3、所管事務調査の報告の件を議題といたします。

教育福祉常任委員長から報告願います。

委員長登壇。

〔教育福祉常任委員長 熊田芳子君 登壇〕

教育福祉常任委員長（熊田芳子君） 皆様のお手元の議長諸報告の6ページをお開き願いたいと思います。

所管事務調査報告書でございますが、報告書を読み上げることによって報告をさせていただきます。

亘理町議会

議長 安細 隆之殿

教育福祉常任委員会

委員長 熊田 芳子

所管事務調査報告書

本委員会は、調査中の案件について下記のとおり調査したので報告いたしま

す。

記

1 調査事項 介護予防の取り組みについて

2 調査日及び調査地

①視察調査

平成24年10月30日（火）、31日（水）、埼玉県吉見町、埼玉県松伏町

出席委員

委員長 熊田芳子 副委員長 佐藤正司

委員 鈴木洋子 委員 鞠子幸則

委員 佐藤 實

②施設等状況調査

平成25年5月9日（火） 特別養護老人ホーム第二日就苑、亘理町社会

福祉協議会

出席委員

委員長 熊田芳子 副委員長 佐藤正司

委員 鞠子幸則 委員 佐藤 實

3 調査の目的

東日本大震災以降、要介護認定者数が増加しており、高齢者が自分の力で活動的な生涯を送りたいという願いを実現のものとするために、要介護、要支援状態となることを予防しながら自立した生活が送れるよう「介護予防・日常生活支援総合事業」をいち早く取り入れている埼玉県吉見町及び松伏町の先進地調査と町内介護施設での一般高齢者向けサービスの現況調査を行った。

4 調査の概要

(1) 先進地調査

◎埼玉県吉見町

吉見町の人口は2万1,187人、高齢者数は4,722人、高齢化率は22.3%で、要介護認定者は681人となっている。町では要支援の認定を受けているにもかかわらず介護サービスを利用する人が少なく、また生活支援サービスについても、見守り型の配食サービスを実施することで町負担が軽減されることか

ら、平成24年度より「介護予防・日常生活支援総合事業」についての取り組みを始めた。

その概要は、65歳以上の高齢者に対して25項目のチェックリストを送付回収し、特定高齢者に決定された人に対し「おたっしゃくらぶ」へ勧誘し、卒業者は「かろやかくらぶ」へ移行する。

一般高齢者は、介護予防施設を利用した初級、中級、上級コースの各種体操教室を実施し、介護員、保健師、理学療法士のスタッフのもと運動機能向上と口腔・栄養改善の複合プログラムに取り組んでいる。

◎埼玉県松伏町

松伏町の人口は3万1,069人で、高齢化率は21.4%である。平成22年度実施の高齢者日常生活圏域ニーズ調査では、健康高齢者が多い反面、乗り物に頼らなければ外出できず、交流機会が少ない現状であった。こうした経緯から高齢者が住みなれた地域で安心安全な生活を継続していくことを目的に、平成24年度から「介護予防・日常生活支援総合事業」に取り組んでいる。

その内容は、①配食サービスの生活支援サービス事業、②栄養指導・口腔機能改善の予防サービス事業、③ケアプラン作成委託ケアマネジメント事業を導入している。これら介護予防事業を展開する上で、民生委員や医師会等の外部組織連携やウォーキング指導者等のボランティア活動を図りながら事業を進めている。

(2) 施設等状況調査

◎特別養護老人ホーム第二日就苑

東日本大震災以後、「鳥の海荘」が被災し、多数の需要に対応するため「かしま荘」利用定員を1日当たり30人から40人にふやした。第二日就苑は長期50人、ショートステイ20人の定員であるが、常にあきがなく、長期は200人近い待機者がいる。

施設の職員数は176名、うち介護職員126名となっている。介護保険制度が始まって以降、サービスの需要が増加しており、介護職員採用が厳しい状況から派遣介護職員で対応しているのが現状である。

◎亘理町社会福祉協議会

居宅介護支援事業は介護保険のケアプラン、訪問介護事業はホームヘルパー事業で介護保険、身障者の訪問介護と町からの委託事業3事業と2施設の運営を行っている。

小地域福祉活動事業は、地域に住んでいる方々みずからがさまざまなボランティア活動を行っている。

5 委員会の所見

巨理町の高齢者人口は8,436人、高齢化率は24.9%（県平均23.3%）、うち要介護者数は1,668人で前年度より265人増加している。

「介護予防日常生活支援総合事業」は、要支援者と要支援状態となるおそれのある高齢者を対象として介護予防と日常生活への支援を切れ目なく提供する仕組みである。この事業の活用については、市町村の判断と裁量に任されており、本町が取り組む場合においては、現在の介護予防事業や包括支援事業利用者のサービスを後退させない取り組みやすい環境をつくるのが必要である。

高齢者が元気で日常生活を過ごすことができるためには、介護予防のより一層の充実と介護サービスの向上に努めるとともに、介護予防拠点施設の早期再建が重要である。

以上で報告を終わらせていただきます。

議長（安細隆之君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。8番 鈴木高行議員。

8番（鈴木高行君） ちょっと確認の意味で質問させていただきます。

この両方の町で配食サービスを実施しているんですけども、大変配食サービスというのは、重要なことだと思います。この配食サービスの形態、どのような形で配食サービスをやっているのか。業務を委託しているのか、町単独でやっているのか。その中身について、ちょっと確認の意味で質問させていただきます。

（「確認の意味で、もう一度調べましてお返事を差し上げたいと思います」の声あり）

議長（安細隆之君） よろしいですか。鈴木高行議員。

8番（鈴木高行君） どの場でこういうご返答をいただけるのか。「意味がわからないんですけども」の声あり）

議長（安細隆之君）手を挙げてから。（「済みません」の声あり）熊田芳子委員長。

教育福祉常任委員長（熊田芳子君）今、鈴木高行議員がおっしゃった意味がちょっとわからないので、もう少し詳しく質問事項をお願いしたいなと思います。

議長（安細隆之君）鈴木高行議員。

8番（鈴木高行君）配食サービスというのは、要支援とか要介護の必要とするサービスの中の一つで、食事をつくるのに不自由する方、1人である方とかそういう方にお弁当とかを配食する、配るわけですね。それが1日1回、週何回かとかそのような事業で公のサービスとしてしている町が2つあったところを多分視察して見てきたんだと思います。その配食の形、誰がどのような形でつくって、その対象者にどうやって配布しているのか。料金体系はどのようになっているのか。その辺の内容の実態を確認してきたんだと思いますけれども、その内容についてお聞かせくださいという話です。

議長（安細隆之君）5番 佐藤正司議員。

5番（佐藤正司君）配食につきましては、委託事業ということで社会福祉協議会等々に委託をしながら進めているところでございます。料金については内容までちょっとそこまでは踏み込んだ調査はしなかったわけでございます。以上です。

議長（安細隆之君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君）これをもって教育福祉常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

以上で、所管事務調査報告を終わります。

日程第4 提出議案の説明

議長（安細隆之君）日程第4、提出議案の説明を求めます。

町長登壇。

〔町長 齋藤邦男君 登壇〕

町長（齋藤邦男君）それでは、提出議案のご説明を申し上げます。

本日、第20回互理町議会定例会を開会するに当たり、議員各位には何かとご多用

のところでご出席賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、今回ご提案申し上げご審議賜りますのは、議案16件及び報告4件であります。よろしく審議方お願いを申し上げます。

それでは、各議案について、その概要をご説明申し上げます。

初めに、議案第77号「亙理町地区交流センター設置条例」につきましては、東日本大震災で被災した荒浜、吉田両支所の再開に当たり、逢隈支所も含めた各支所の機能を見直し、地域の住民サービスの充実と地域協働のまちづくりの拠点としての機能を備えた施設整備を行うため条例を制定するものであります。

議案第78号「亙理町町税条例及び亙理町都市計画税条例の一部を改正する条例」につきましては、本町が独自に実施している町民税、固定資産税、都市計画税を合算して徴収する合算町税方式を見直し、それぞれの税目ごとに徴収する単税化方式への移行を図るため条例の一部を改正するものであります。

議案第79号「工事請負契約の締結について（平成25年度亙理町立長瀨小学校災害復旧工事）」及び議案第80号「工事請負契約の締結について（平成25年度亙理町立荒浜中学校災害復旧工事）」の2件の議案につきましては、去る5月24日に入札を執行した長瀨小学校及び荒浜中学校の災害復旧工事における工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

この工事につきましては、東日本大震災により被災し使用できなくなったそれぞれの校舎等について、現地で再校するための災害復旧事業であります。

議案第81号「工事請負契約の締結について（平成25年度亙理町立逢隈小学校災害復旧工事）」につきましても、去る5月24日に入札を執行した災害復旧工事における工事請負契約を締結するため地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

この工事につきましては、東日本大震災により被災した逢隈小学校のプール及び校舎並びに屋内運動場等の復旧工事を実施するものであります。

議案第82号「工事請負契約の締結について（平成24年度町営下茨田住宅外壁改修工事）」及び議案第83号「工事請負契約の締結について（平成24年度町営袖ヶ沢住宅外壁改修工事）」の2件の議案につきましても、去る5月24日に入札を執行した町営住宅改修工事における工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条

第1項第5号の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

この工事につきましては、公営住宅に係る国庫補助事業と平成24年度の国の景気対策として組まれた補正予算である「地域の元気臨時交付金」を活用して実施する事業で、おおむね1割程度の自主財源で外壁改修等の事業を実施するものであります。

議案第84号「工事請負契約の締結について（平成25年度亘理町防災集団移転促進事業（吉田舟入北団地）宅地整備工事（復交））」から議案第88号「工事請負契約の締結について（平成25年度亘理町防災集団移転促進事業（亘理江下団地第2工区）宅地整備工事（復交））」までの5件の議案につきましては、去る5月31日に入札を執行した防災集団移転促進事業の宅地整備工事における工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

この工事につきましては、5月17日の臨時会で議決いただきました防災集団移転促進事業（荒浜中野団地）の宅地整備工事と同じく、東日本大震災により被災し住宅を失われた住民の皆様の一日も早い生活再建を支援するため、東日本大震災復興交付金の防災集団移転促進事業を活用し、それぞれの移転団地を整備するものであります。

議案第89号「土地の取得について（亘理町災害公営集合住宅（亘理下茨田）整備事業）」につきましても、東日本大震災により被災した方々が一日も早い生活再建を図れるよう災害公営住宅用地の取得を図るもので、移転先の一つである亘理下茨田地区に係る2万376.33平方メートルを4億637万8,990円で取得することについて、地権者との協議が整ったことから、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、予算関係議案についてご説明申し上げます。

議案第90号「平成25年度亘理町一般会計補正予算（第2号）」につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ26億39万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を593億4,624万6,000円とするものであります。

初めに、歳出予算についてご説明申し上げます。

2款総務費につきましては、東日本大震災復興交付金基金費の積立金におきまして、平成25年度当初予算で計上しておりました吉田地区の災害公営集合住宅の下

水道整備事業に係る復興交付金が国の都合により平成24年度に収入されたことから、東日本大震災復興交付金基金積立金の下水道事業分3,225万円を減額補正するものと、津波により流失した水産センター等を整備する地域資源活用総合交流施設整備事業費として1,612万円を増額補正するものが主なものであります。

3款民生費につきましては、災害救助経費において災害援護資金の貸し付け及び償還を管理するための災害援護資金貸し付けシステムリース料として63万円を増額補正するほか、災害援護資金の繰上償還に係る返還金として129万9,000円を増額補正するものが主なものであります。

4款衛生費につきましては、全国的に大流行の兆しを見せている風疹について、そのワクチン接種に係る費用を助成するため396万円を増額補正するものであります。風疹は直接生命にかかわるような病気ではないものの、免疫のない女性が妊娠初期に罹患すると、出生児に先天性風疹症候群と言われる先天性心疾患や難聴などの障害を引き起こす可能性があるため、19歳から49歳のワクチン接種を希望する男女を対象に、亘理郡医師会が設定している接種に係る費用全額を助成するものであるものであります。

6款農林水産業費につきましては、初めに東日本大震災農業生産対策事業におきまして、水稻及びイチゴ・野菜栽培の生産資機材導入に対し、東日本大震災生産対策事業補助金として1億3,289万5,000円を増額補正するほか、3地区のいちご団地内の農道整備に当たり、いちご団地内農道舗装設計業務等委託料1,200万円を増額補正するものであります。

次に、東日本大震災復興交付金を活用し、津波により流失した水産センター等の整備について、復興庁などと協議してきたところではありますが、このたび第6回の東日本大震災復興交付金に申請できることになったことから、地域資源活用総合交流施設設計業務等委託料として3,150万円を増額補正するものであります。

7款商工費につきましては、エイムカイワ株式会社が工場建設のため、町が売り払いを予定している町営住宅敷地内に近隣住宅3戸へ水を供給している水道管が布設されていることから、亘理町水道事業会計への配水管布設がえ工事負担金として520万円を増額補正するものであります。

なお、この工事には本来エイムカイワ株式会社が実施すべき工事が含まれておりますが、工期短縮と経費節減を図るため町が一括で発注し、負担割合に基づきエ

イムカイワ株式会社から負担金を徴収するものであります。

8款土木費につきましては、初めに津波被災住宅再建支援等補助金として23億5,000万円を増額補正するものであります。これは主に災害危険区域外に居住している被災者への支援として、住宅取得の利子補給や移転費用、さらには宅地かさ上げ費用など1世帯当たり最大886万円を助成するものであります。

地域防災対応マニュアル等策定事業につきましては、既にマニュアル策定事業費を当初予算に計上しているところであります。策定する防災マニュアル等の精度を上げるため検証業務等を追加するものであり、その費用として1,859万8,000円を増額補正するものであります。

また、東日本大震災復興交付金の効果促進事業で実施予定であった「復興整備事業予定地瓦れき除去・撤去事業費」につきましては、効果促進事業費ではなく「防災集団移転促進事業費」として基幹事業で実施することが認められたため、1億7,340万円を予算組み替えするものであります。

最後に、袖ヶ沢住宅解体等基礎杭撤去工事等につきましては、エイムカイワ株式会社に売り払いする町有地に以前解体した旧袖ヶ沢住宅の基礎ぐいが残っていることが判明したことから、工事建設に支障を来す基礎ぐいを撤去する工事費等として1,352万円を増額補正するものであります。

9款消費費につきましては、防災情報通信設備整備工事費として2,100万円を増額補正するものであります。国の緊急経済対策である復興防災対策事業を活用し、既に導入済みである全国瞬時警報システムJアラートと連携を図り、大規模災害等発生時に迅速かつ可能な限り多くの住民に防災情報を伝達するため、自動起動により多様な通信メディアで情報を発信するためのシステムを整備するものであります。

10款教育費につきましては、3項中学校費において吉田中学校のプール改修工事に1,540万円増額補正するもののほか、荒浜中学校の備品購入費に100万円を増額補正するものであります。4項社会教育費につきましては、東日本大震災後、家庭、地域、学校が相互に連携・協働して地域全体で子供を育てる体制づくりが必要なことから、平成24年度に引き続き県の委託金事業を活用して事業を推進するに当たり、当初予算に既に計上済みであるこの事業と同様の社会教育費内の事業費を減額し、協働教育プラットホーム事業として128万円を増額補正するものであ

ります。

11款災害復旧費につきましては、東日本大震災により被災した荒浜中学校プール及び逢隈中学校プールの災害復旧工事費として、合わせて9,600万円増額補正するものが主なものであります。

12款公債費につきましては、地方公共団体金融機構が実施する「特定被災地方公共団体借換債」の制度を活用し、既往債の借りかえ等を行うため1,120万円を増額補正するものであります。

次に、歳入予算の主なものについてご説明を申し上げます。

13款国庫支出金につきましては、公立学校施設災害復旧費負担金として4,506万8,000円を増額補正するもののほか、地域資源活用総合交流施設整備事業交付金として1,612万円、さらには防災情報通信設備整備事業交付金として2,100万円を増額補正するものであります。また、歳出の2款でご説明申し上げましたとおり、平成24年度に収入してしまった下水道整備事業交付金3,225万円を減額補正するものであります。そして、これら事業費等に係る補助対象外のいわゆる補助裏分を9款地方交付税の震災復興特別交付金として4,094万1,000円を増額補正するものであります。

14款県支出金につきましては、農林水産業費県補助金としまして東日本大震災農業生産対策交付金8,839万円及び宮城県農業生産早期再開対策事業補助金3,708万8,000円を増額補正するものがその主なものであります。

15款財産収入につきましては、袖ヶ沢町有地2,999.62平米をエムカイワ株式会社へ1平米当たり8,500円で売り払いするための増額補正であります。

16款寄附金につきましては、東日本大震災からの復興のための寄附金として6件28万3,000円を頂戴したほか、「ふるさと納税」など震災以外の目的で2件3万円のご寄附を頂戴いたしました。衷心より御礼を申し上げます。

17款繰入金につきましては、東日本大震災復興交付金事業につきましては一度基金に積み立てし、その基金から繰り入れした上で事業に充てなければならないことから、震災復興基金繰入金として22億8,697万6,000円を繰り入れするほか、東日本大震災復興交付金基金繰入金として1,968万3,000円を繰り入れするものであります。また、今回の補正の調整財源として2,194万8,000円を財政調整基金から繰り入れするものであります。

19款諸収入につきましては、旧袖ヶ沢住宅の配水管の布設がえに伴い、工事費のうちエイムカイワ株式会社が負担すべき費用を町道袖ヶ沢若宮線配水管布設工事負担金として200万円増額補正するもののほか、地域資源活用総合交流施設整備事業に関連し、同建物に入居予定である宮城県漁業協同組合亘理町支所及び文部科学省防災科学技術研究所から、それぞれの負担額を合わせまして820万4,000円を増額補正するものであります。

第2表債務負担行為の追加につきましては、当初予算に計上しております亘理町土地評価業務委託料及び子ども・子育て支援事業計画策定業務委託料について、平成26年度までの2カ年で事業を実施する必要があることから、平成26年度におけるそれぞれの限度額を設定するものであります。

第3表地方債の追加及び変更については、補償金免除繰上償還に係る借換債として1,120万円を追加補正するものと、消防施設整備事業債において起債の充当率の関係から限度額を370万円に変更するものであります。

議案第91号「平成25年度亘理町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億3,397万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を21億2,403万1,000円とするものであります。

今回の補正につきましては、主に公共下水道事業に係る地方債既往債の借りかえを実施するもので、地方債元金償還金3億3,397万3,000円を追加補正し地方債の借りかえを実施するものであります。これは一般会計の公債費でもご説明しましたとおり、東日本大震災被災市町村等の復旧・復興を支援するため、地方公共団体金融機構が実施する「特定被災地方公共団体借換債」の制度を活用し既往債の借りかえ等を行うもので、この借りかえにより地方債償還金利子の軽減を図るものであります。なお、この借りかえの実施により約6,070万円程度の利子軽減が図られるものであります。

議案第92号「平成25年度亘理町水道事業会計補正予算（第1号）」については、予算第4条に定めた資本的収入において、一般会計及び公共下水道事業特別会計と同様に、特定被災地方公共団体繰上償還に伴う借換債として1億3,050万円を増額補正するほか、エイムカイワ株式会社の進出に係る町道袖ヶ沢若宮線配水管布設工事の受託工事負担金として470万円増額補正するものであります。一方、支出につきましては、収入と同様に繰上償還に係る企業債償還金1億3,066万6,000円

のほか、町道袖ヶ沢若宮線配水管布設工事費として520万円を増額補正するものがあります。なお、水道事業会計における借りかえについては、2,800万円程度の利子軽減が図られるものと見込んでおるものであります。

次に、報告第14号「繰越明許費繰越計算書」（平成24年度亙理町一般会計予算）及び報告第15号「繰越明許費繰越計算書」（平成24年度亙理町公共下水道事業特別会計予算）につきましては、主に東日本大震災に関連する復旧復興事業において、平成24年度内に完了することが難しい事業を繰越明許費として平成25年度に繰り越したものであります。これらの事業について繰越額が確定したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき議会に報告するものであります。

報告第16号「事故繰越し繰越計算書」（平成24年度亙理町一般会計予算）及び報告第17号「事故繰越し繰越計算書」（平成24年度亙理町公共下水道事業特別会計予算）につきましては、平成23年度から平成24年度に繰り越して実施した事業のうち、計画の変更などから平成24年度中に完了できなかった事業を事故繰越として平成25年度に繰り越したものであります。これらの事業について繰越額が確定したので、地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づき議会に報告するものであります。

以上、提出議案についての概要説明を終わりますが、何とぞ慎重ご審議賜りまして、原案どおり可決くださいますようお願いを申し上げます。提案理由の説明といたします。

議長（安細隆之君） 提出議案の説明が終わりました。

日程第5 請願第1号 乳幼児医療費助成制度について県に対する意見書
採択を求める請願書

議長（安細隆之君） 日程第5、請願第1号 乳幼児医療費助成制度について県に対する意見書採択を求める請願書の件を議題といたします。

本件に関し教育福祉常任委員長の報告を求めます。

教育福祉常任委員長登壇。

〔教育福祉常任委員長 熊田芳子君 登壇〕

教育福祉常任委員長（熊田芳子君） 教育福祉常任委員会の請願審査報告につきまして、請

願審査報告書を読み上げまして報告いたします。

巨理町議会

議長 安細 隆之殿

教育福祉常任委員会

委員長 熊田 芳子

請願審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、会議規則第93条第1項の規定により報告いたします。

記

受理番号 第1号

受理年月日 平成25年2月21日

付託年月日 平成25年3月15日

件名 乳幼児医療費助成制度について県に対する意見書採択を求める請願書

審査結果 採択すべきもの

委員会の意見は、読み上げまして報告いたします。委員会の意見です。

[委員会の意見]

平成25年2月27日開催の定例議会において本委員会に付託されました「乳幼児医療費助成制度について県に対する意見書採択を求める請願書」については、平成25年4月8日、紹介議員である安藤美重子議員から請願の趣旨や願意の内容について説明を求め、質疑・審査を行いました。さらに、平成25年4月25日に委員会を開催し「願意が妥当であり、実現の可能性があるか」「町の権限、議会権限に属する事項であるか」を主眼として審査を行った結果、宮城県の乳幼児医療費助成制度は通院は2歳まで、入院は就学前までを対象としています。県内市町村の乳幼児または子供医療費助成制度の状況は自治体間で制度が異なっているため、住む地域によって助成内容に格差が生じているのが現状です。

本格的な少子・高齢化社会を迎えて、安心して子供を産み、育てられる施策の拡充が求められる中、未来を担う全ての子供たちの健やかな成長を願い、乳幼児医療費助成制度の通院助成年齢を義務教育就学前まで拡充を求めることは妥当であり、また実現されるべきものと考えます。

よって、本委員会は「採択すべきもの」と決しております。

以上のとおりでございます。

何とぞ委員会の審査報告のとおり採択されますよう議員の皆様をお願いを申し上げます。審査報告といたします。

議長（安細隆之君） 委員長の報告が終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、請願第1号 乳幼児医療費助成制度について県に対する意見書採択を求める請願書の件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

この請願に対する委員長の報告は「採択すべきもの」であります。

この請願は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（安細隆之君） 着席願います。

起立全員であります。よって、請願第1号 乳幼児医療費助成制度について県に対する意見書採択を求める請願書の件は、採択することに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

午前10時45分 散会

上記会議の経過は、事務局長 丸 子 司の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘 理 町 議 会 議 長 安 細 隆 之

署 名 議 員 百 井 いと子

署 名 議 員 鈴 木 高 行